

財関第 1 2 4 7 号
平成 18 年 10 月 12 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青 山 幸 恭

「課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用」及び
「課税価格に含まれる売手帰属収益」の取扱事例について

標記のことについて、WCO関税評価技術委員会の採択文書を参考として別紙のとおり取りまとめたので、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

(別紙)

「課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用」及び
「課税価格に含まれる売手帰属収益」の取扱事例

**関税定率法第4条第1項第3号に掲げる買手により提供された物品又は役務に要する
費用の取扱いについて**

- (事例1) 輸入貨物(液化メタンガス製造プラント)の生産に使用するために買手により無償提供された物品及び役務に要する費用(事例研究1.1)
- (事例2) 輸入貨物(レーシングカー)の生産に使用するために買手により無償又は値引き提供された物品及び役務に要する費用(事例研究5.2)
- (事例3) 輸入貨物(紳士服)の生産に使用するために買手により無償提供された物品(型紙)に要する費用: 当該無償提供物品の対価として買手が支払うライセンス料(事例研究8.1)
- (事例4) 輸入貨物(DVD)の生産に使用するために買手により無償提供された役務(マスターテープに収録された音楽ビデオクリップ集)に要する費用: 当該無償提供役務の対価として買手が支払うライセンス料(事例研究8.2)

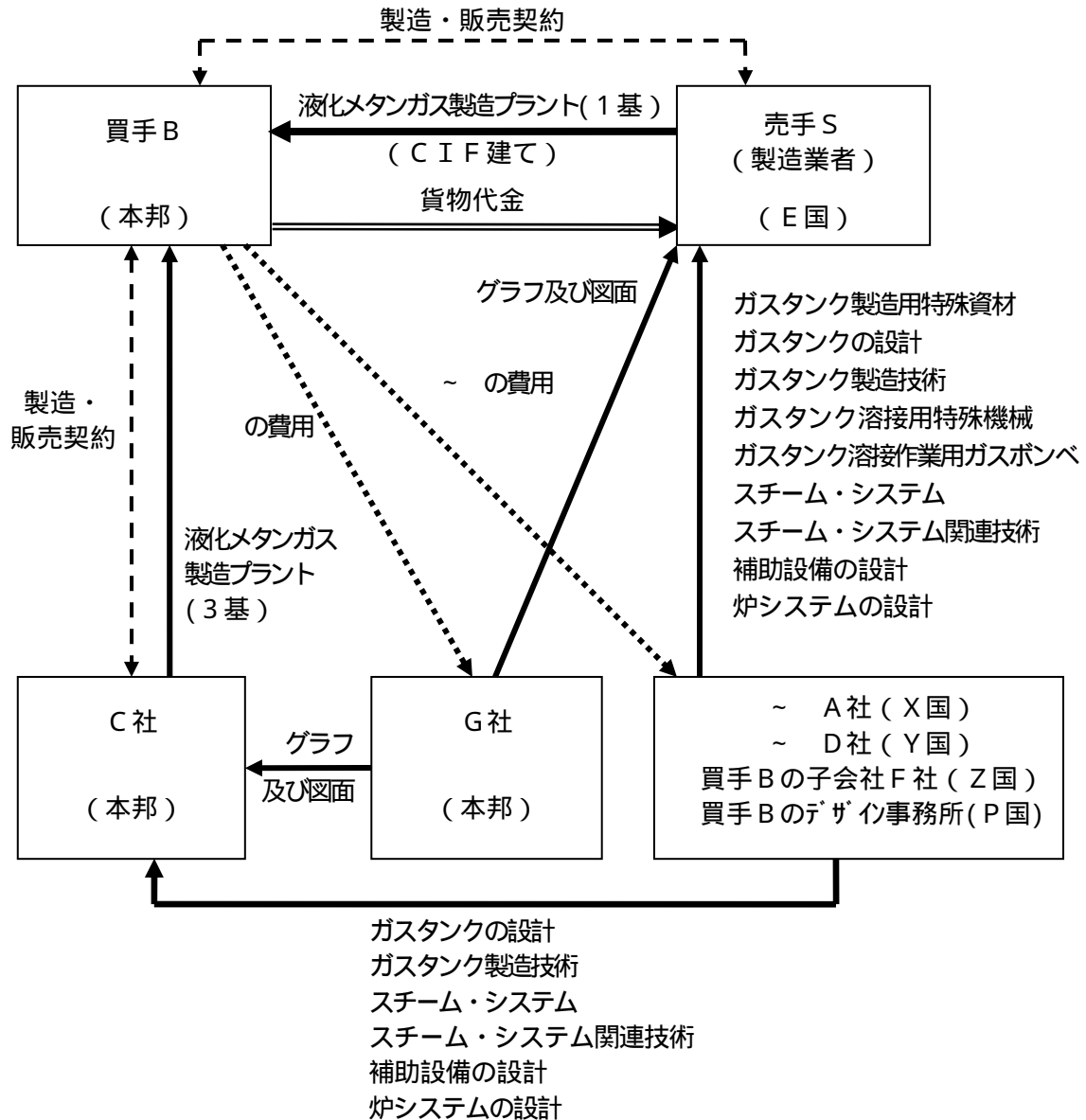
関税定率法第4条第1項第5号に規定する売手帰属収益の取扱いについて

- (事例5) 買手が売手に支払う輸入貨物(鶏肉)の再販売収益(事例研究2.1)
- (事例6) 買手が売手等に支払う輸入貨物(紳士服)の再販売収益等(事例研究2.2)

注記

上記事例は、WCO関税評価技術委員会の採択文書である事例研究を参考としているが、内容をより分かりやすいものとするため、一部補足・変更を行っており、事実関係・名称について、採択文書の原文(英文)と相違する点がある。

(事例1) 輸入貨物(液化メタンガス製造プラント)の生産に使用するために買手により無償提供された物品及び役務に要する費用



【事実関係】

1. 本邦のガス供給会社B(買手B)は、特殊関係のないE国のプラント製造業者S(売手S)と締結した液化メタンガス製造プラントの製造・販売契約に基づき、売手Sから当該プラント1基を25億円(CIF建て)で購入(輸入)する。買手Bは、特殊関係のない本邦のC社とも同様のプラント3基の製造・販売契約を締結している。
2. 液化メタンガスの製造には売手S(及び本邦のC社)が所有していない特殊な技術が必要であることから、買手Bは、売手S(及び本邦のC社)との上記契約において、以下の物品及び役務を売手S(及び本邦のC社)に無償提供することに合意している。

- ・ 当該プラントのアルミニウム製液化ガスタンクの設計及び製造に必要な物品及び技術
- ・ 当該プラントのスチーム・システム及び炉システム並びに補助設備に必要な技術及び設計

3．上記の合意に従い、買手Bは、以下の物品及び役務を売手S（及び本邦のC社）に無償で提供した。

(1) 特殊関係にないX国のA社から取得した、以下の物品及び役務

売手Sから購入するプラントに係るアルミニウム製液化ガスタンク製造用特殊資材（売手Sに無償提供。取得価格4億円。）

各プラントに係るガスタンクの製造に必要な設計（売手S及び本邦のC社に無償提供。購入費総額2億円。）

各プラントに係るガスタンクの製造に関する技術（売手S及び本邦のC社に無償提供。購入費総額1億円。）

売手Sの工場で使用するガスタンク溶接用特殊機械10台（売手Sに無償提供。1台当たりの賃借料100万円。）

上記の機械による溶接作業に使用されるガスボンベ500本（売手Sに無償提供。取得単価1万円。）

(2) 特殊関係にないY国のD社から取得した、以下の物品及び役務

各プラントに組み込まれるスチーム・システム（売手S及び本邦のC社に無償提供。取得価格総額12億円。）

上記のスチーム・システムのプラントへの組込関連技術（売手S及び本邦のC社に無償提供。購入費総額1億8,000万円。）

(3) 自社の在Z国子会社Fに開発させた、以下の役務

各プラントに係る補助設備の設計（売手S及び本邦のC社に無償提供。開発費総額6億円。）

(4) 自社の在P国デザイン事務所に開発させた、以下の役務

各プラントに係る炉システムの設計（売手S及び本邦のC社に無償提供。開発費総額1,600万円。）

(5) 特殊関係にない本邦のG社から取得した、以下の役務

自社の国内技術部門が実施したプラント製造に係る圧力と温度に関する研究の結果を基に、本邦においてG社が作成した、各プラントを構成する物品の製造に使用されるグラフ及び図面（売手S及び本邦のC社に無償提供。購入費総額1,200万円。）

4．買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により決定される。

（注）上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項により決定するにあたり、買手Bから売手Sへの現実支払価格（25億円）に含まれていない、買手Bが売手Sに無償提供した上記 から の物品及び役務の費用は、どのように取り扱われるか。

【答】

1．買手Bが売手Sに無償提供した上記 から の物品及び役務の費用は、それぞれ以下のように取り扱われることとなる。

ガスタンク製造用特殊資材＜算入：算入額4億円＞

当該特殊資材は、輸入貨物に組み込まれている材料であることから関税定率法第4条第1項第3号イに該当する。当該特殊資材は、買手Bと特殊関係にないA社から取得されていることから取得価格が課税価格に含まれる。

ガスタンク製造に係る設計＜算入：算入額5,000万円＞

当該設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当する。当該設計は、輸入貨物を含む4基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Bと特殊関係にないA社からの購入費総額（2億円）をあん分し、輸入貨物（プラント1基）分が課税価格に含まれる。

ガスタンク製造技術＜算入：算入額2,500万円＞

当該技術は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第4条第1項第3号ニに該当する。当該技術は、輸入貨物を含む4基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手Bと特殊関係にないA社からの購入費総額（1億円）をあん分し、輸入貨物（プラント1基）分が課税価格に含まれる。

ガスタンク溶接用特殊機械10台＜算入：算入額1,000万円＞

当該特殊機械は、輸入貨物の生産のために使用された機械であることから関税定率法第4条第1項第3号ロに該当する。当該特殊機械は、買手Bと特殊関係にないA社から賃借されていることから取得価格に相当する賃借料が課税価格に含まれる。

ガスタンク溶接作業用ガスボンベ500本＜算入：算入額500万円＞

当該ガスボンベは、輸入貨物の生産工程のひとつである溶接作業において消費された物品であることから関税定率法第4条第1項第3号ハに該当する。当該ガスボンベは、買手Bと特殊関係にないA社から取得されていることから取得価格が課税価格に含まれる。

スチーム・システム<算入：算入額 3 億円>

当該スチーム・システムのうち売手 S に無償提供したものは、輸入貨物に組み込まれている部分品であることから関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号イに該当する。当該スチーム・システムは、買手 B と特殊関係にない D 社から取得されていることから取得価格総額のうち輸入貨物（プラント 1 基）分が課税価格に含まれる。

上記 のスチーム・システムのプラントへの組込関連技術<算入：算入額 4,500 万円>

当該技術は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号ニに該当する。当該技術は、輸入貨物を含む 4 基のプラントの生産のために必要とされたものであることから、買手 B と特殊関係にない D 社からの購入費総額（1 億 8,000 万円）をあん分し、輸入貨物（プラント 1 基）分が課税価格に含まれる。

補助設備の設計<算入：算入額 1 億 5,000 万円>

当該補助設備の設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号ニに該当する。当該補助設備の設計は、輸入貨物を含む 4 基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手 B の子会社 F による開発費総額（6 億円）をあん分し、輸入貨物（プラント 1 基）分が課税価格に含まれる。

炉システムの設計<算入：算入額 400 万円>

当該炉システムの設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号ニに該当する。当該炉システムの設計は、輸入貨物を含む 4 基のプラントの生産のために必要とされたものであることから買手 B の在外デザイン事務所による開発費総額（1,600 万円）をあん分し、輸入貨物（プラント 1 基）分が課税価格に含まれる。

プラント構成物品製造用グラフ及び図面<不算入>

当該グラフ及び図面は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であるが本邦において開発されたものであることから関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号ニ（同法施行令第 1 条の 5 第 2 項）に該当せず、買手 B と特殊関係にない G 社からの購入費総額（1,200 万円）は課税価格に含まれない。

2. 上記輸入貨物の課税価格は、現実支払価格に上記 から の無償提供物品及び役務に要した費用の額を加算した額（34 億 8,900 万円）となる。なお、買手 B が上記 から の物品及び役務を売手 S に提供するため運送費用、保険料等を負担した場合には、当該負担した費用等の額も課税価格に含まれることとなる。

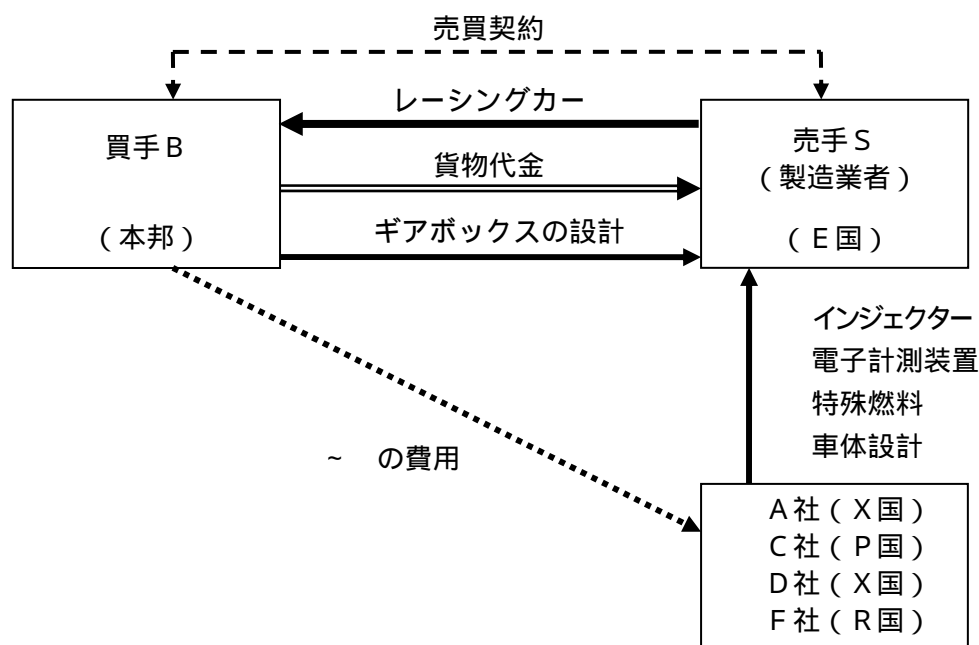
【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号、関税定率法施行令第 1 条の 5 第 2 項、関税定率法基本通達 4 - 1 2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例２) 輸入貨物(レーシングカー)の生産に使用するために買手により無償又は
値引き提供された物品及び役務に要する費用



【事実関係】

1. 本邦のレーシング・チーム B (買手 B) は、特殊関係にない E 国の製造業者 S (売手 S) と締結した売買契約に基づき、売手 S からレーシングカー 3 台を購入 (輸入) する。当該輸入貨物は、買手 B による下記 から の指示に従い、買手 B により無償で又は値引きをして提供された以下の物品及び役務を使用して、売手 S が生産したものである。

売手 S は、当該輸入貨物に組み込まれるインジェクターとして、X 国の自動車部品メーカー A 社で生産されたものを使用すること。

なお、当該インジェクターは、買手 B により特殊関係にない A 社から当該輸入貨物 1 台分当たり 100 万円で取得され、売手 S に無償で提供された。

売手 S は、当該輸入貨物に組み込まれるエンジンのテストを、売手 S の製造工場に設置される P 国の C 社製の電子計測装置を用いて行い、当該テストにより不合格となったエンジンは、売手 S の工場において処分すること。

なお、当該電子計測装置は、買手 B により特殊関係にない C 社から賃借料 600 万円で賃借され、売手 S に無償で提供された。

売手 S は、当該輸入貨物の性能が指示された仕様に合致しているかを確認するための走行テストを、X 国の D 社製の特殊燃料 5,000 リットルを使用して行うこと。

なお、当該特殊燃料は、買手 B により特殊関係にない D 社から 1 リットル当たり 1,000 円で取得され、売手 S に 1 リットル当たり 400 円で販売された。

売手 S は、当該輸入貨物の車体を、R 国の F 社が作成する設計に従って生産すること。

なお、当該設計は、買手 B により特殊関係にない F 社から 120 万円で購入され、売手 S に無償で提供された。

売手 S は、当該輸入貨物に組み込まれるギアボックスを、買手 B が提供する設計に基づいて製造すること。

なお、当該設計は、買手 B の国内技術サービス部門により本邦において作成され、売手 S に無償で提供された。

2. 買手 B と売手 S との間の上記輸入取引に関し、関税定率法第 4 条第 2 項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第 4 条第 1 項により決定される。

(注) 上記の費用の額は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物 3 台の課税価格を関税定率法第 4 条第 1 項により決定するにあたり、買手 B から売手 S への現実支払価格に含まれていない、買手 B が売手 S に無償で又は値引きをして提供した上記 から の物品及び役務の費用は、どのように取り扱われるか。

【答】

買手 B が負担した上記 から の物品及び役務の費用は、それぞれ以下のように取り扱われることとなる。

インジェクター 3 台分<算入：算入額 300 万円>

当該インジェクターは、輸入貨物に組み込まれている部分品であることから関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号イに該当する。当該インジェクターは、買手 B と特殊関係にない A 社から取得されていることから取得価格が課税価格に含まれる。

電子計測装置<算入：算入額 600 万円>

当該電子計測装置は、輸入貨物の生産に使用された機械であることから、関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号ロに該当する。当該電子計測装置は、買手 B と特殊関係にない C 社から賃借されていることから賃借料（取得価格に相当）が課税価格に含まれる。

特殊燃料 5,000 リットル<算入：算入額 300 万円>

当該特殊燃料は、輸入貨物の生産の過程で消費された物品であることから関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号ハに該当する。当該特殊燃料は、買手 B と特殊関係にない D 社から取得され売手 S に値引きをして提供されていることから D 社からの取得価格（500 万円）と売手 S への販売価格（200 万円）との差額（値引き相当分）が課税価格に含まれる。

車体の設計＜算入：算入額 120 万円＞

当該車体の設計は、輸入貨物の生産のために必要とされた役務であって本邦以外において開発されたものであることから関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号二に該当する。当該車体の設計は、買手 B と特殊関係にない F 社から購入されていることから購入費が課税価格に含まれる。

ギアボックスの設計＜不算入＞

当該ギアボックスの設計は、輸入貨物の生産に必要とされた役務であるが本邦において開発されたものであることから関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号二（同法施行令第 1 条の 5 第 2 項）には該当せず、その費用は課税価格に含まれない。

なお、買手 B が上記 から の物品及び役務を売手 S に提供するため運送費用、保険料等を負担した場合には、当該負担した費用等の額も課税価格に含まれることとなる。

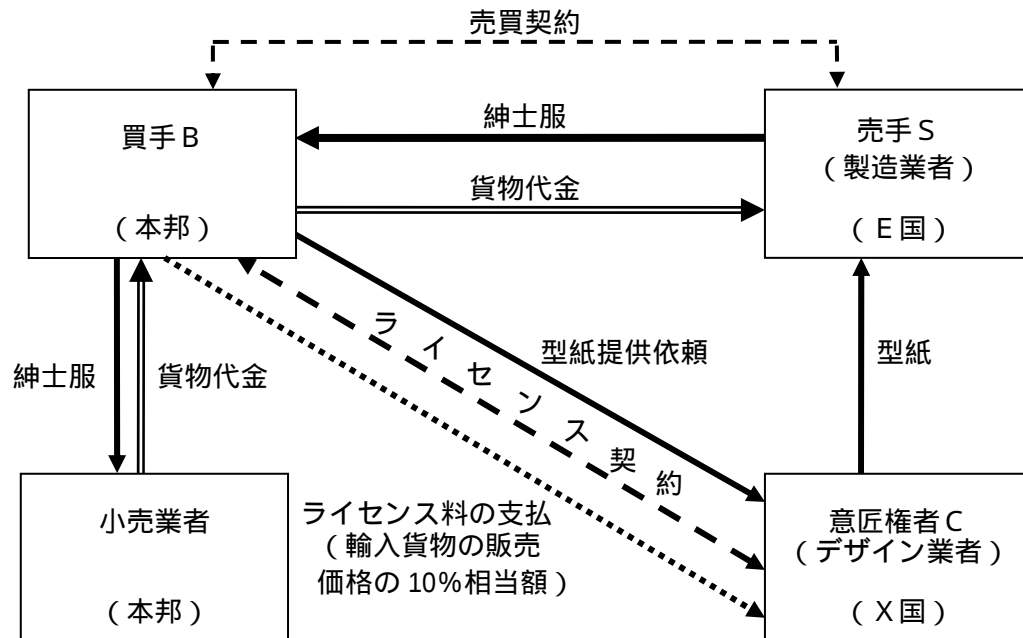
【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号、関税定率法施行令第 1 条の 5 第 2 項、関税定率法基本通達 4 - 1 2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

（事例３）輸入貨物（紳士服）の生産に使用するために買手により無償提供された物品（型紙）に要する費用：当該無償提供物品の対価として買手が支払うライセンス料



【事実関係】

- 1．本邦の衣類卸売業者 B（買手 B）は、特殊関係にない E 国の製造業者 S（売手 S）と締結した売買契約に基づき、売手 S から紳士服を購入（輸入）する。買手 B は当該貨物を輸入後、本邦の小売業者に販売する。
- 2．当該輸入貨物は、買手 B が特殊関係にない X 国の高級紳士服デザイナー C（意匠権者 C）と締結したライセンス契約に基づき、買手 B が意匠権者 C を通じて売手 S に無償提供した様々なサイズの紳士服を製造するのに必要な複数の型紙を使用して生産されたものであり、当該ライセンス契約の内容は以下のとおりである。

- ・ 買手 B は、意匠権者 C が開発した意匠が実施されている紳士服製造用の型紙を使用する権利の許諾を受けること
- ・ 意匠権者 C は、買手 B が指定した者に当該型紙を提供すること
- ・ 買手 B は、当該型紙を使用して生産された紳士服を本邦において独占的に販売する権利の許諾を受けること
- ・ 買手 B は、本契約の対価として、当該型紙を使用して生産された紳士服の本邦における販売価格の 10% に相当するライセンス料を意匠権者 C に支払うこと

（注）当該ライセンス料は、上記契約の対価として包括的に支払われるものであり、各契約内容ごとの内訳は明らかにできないことが確認されている。

3．買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により決定される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により決定するにあたり、買手Bから売手Sへの現実支払価格に含まれていない、買手Bが売手Sに無償提供した型紙の費用はどのように取り扱われるか。

【答】

- 1．当該型紙は、輸入貨物の生産に使用されたものであり鋳型、金型等と同様の機能を果たしていることから関税定率法第4条第1項第3号ロに該当し、当該型紙に要する費用の額は課税価格に含まれる。
- 2．当該型紙は、上記ライセンス契約に基づき、買手Bが特殊関係にない意匠権者Cを通じて売手Sに提供したものであり、当該契約の対価として買手Bは輸入貨物の本邦における販売価格の10%に相当するライセンス料を意匠権者Cに支払わなければならないことから、課税価格に含まれる当該型紙に要する費用の額は、当該ライセンス料の額（当該型紙の取得価格に相当）である。
- 3．なお、当該ライセンス料は、関税定率法第4条第1項第3号の規定により輸入貨物の課税価格に含まれることとなることから、当該ライセンス料が同項第4号の規定により課税価格に含まれるか否かを検討する必要はない。

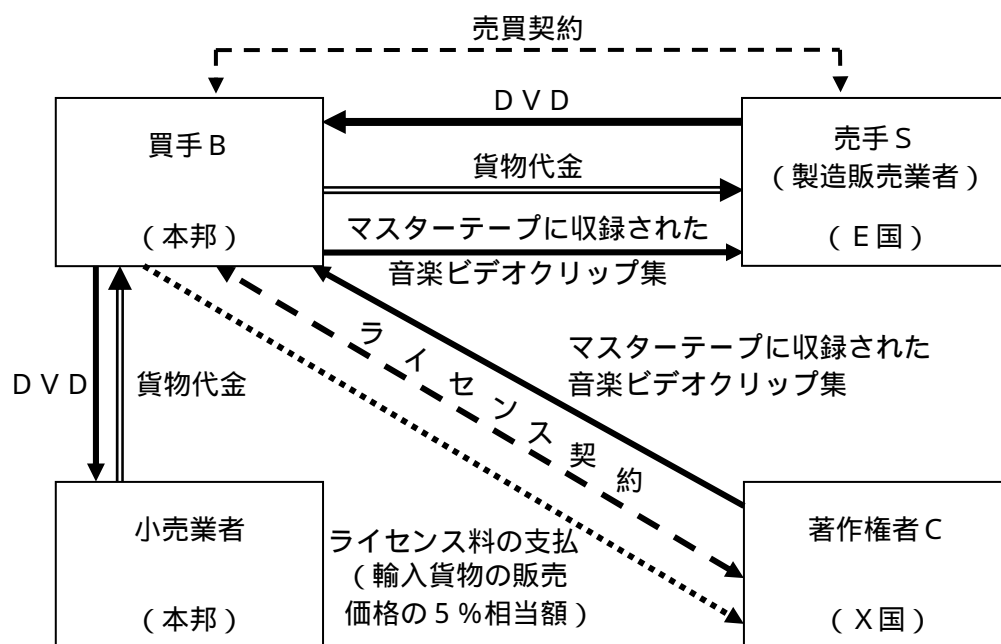
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号、同法第4条第1項第4号、関税定率法基本通達4 - 1
2

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例4) 輸入貨物(DVD)の生産に使用するために買手により無償提供された役務(マスターテープに収録された音楽ビデオクリップ集)に要する費用: 当該無償提供役務の対価として買手が支払うライセンス料



【事実関係】

1. 本邦の卸売業者B(買手B)は、特殊関係にないE国のDVD製造販売業者S(売手S)と締結した売買契約に基づき、売手Sから音楽ビデオクリップ集を収録したDVDを購入(輸入)する。買手Bは当該DVDを輸入後、本邦の小売業者に販売する。
2. 当該輸入貨物は、売手Sが買手Bにより無償提供されたマスターテープを使用して作成したDVDスタンプ(金型)を基に生産したものである。当該輸入貨物の収録内容は当該マスターテープの収録内容と同一であることから、当該輸入貨物は当該マスターテープの複製物であり、当該マスターテープなしには生産し得ないものである。
3. 当該マスターテープは、買手Bが特殊関係にないX国の著作権者Cと締結したライセンス契約に基づき、著作権者CがX国において作成し買手Bに提供したものであり、著作権者CがX国において編集した音楽ビデオクリップ集が収録されている。当該ライセンス契約の内容は以下のとおりである。
 - ・ 買手Bは、著作権者Cが編集した音楽ビデオクリップ集及び当該音楽ビデオクリップ集を収録したマスターテープの利用の許諾を受けること
 - ・ 買手Bは、本契約の対価として、当該マスターテープを使用して生産されたDVDの本邦における販売価格の5%に相当するライセンス料を著作権者Cに支払うこと

(注) 当該ライセンス料は、上記契約の対価として包括的に支払われるものであり、各契約内容ごとの内訳は明らかにできないことが確認されている。

4．買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により決定される。

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により決定するにあたり、買手Bから売手Sへの現実支払価格に含まれていない、買手Bが売手Sに無償提供した役務（マスターテープに収録された音楽ビデオクリップ集）の費用はどのように取り扱われるか。

【答】

- 1．マスターテープに収録された著作権者Cが編集した当該音楽ビデオクリップ集は、DVDスタンパー（金型）を経て当該輸入貨物に複製されていることから当該輸入貨物の生産に関する役務であり、当該編集物は当該輸入貨物の生産のために必要とされた意匠・考案に相当する。また、当該役務は本邦以外において行われたものであることから関税定率法第4条第1項第3号二に該当し、その費用の額は課税価格に含まれる。
- 2．当該音楽ビデオクリップ集は、上記ライセンス契約に基づき、買手Bが特殊関係のない著作権者Cから利用の許諾を受け、マスターテープに収録された形で入手したものであり、当該契約の対価として買手Bは輸入貨物の本邦における販売価格の5％に相当するライセンス料を著作権者Cに支払わなければならないことから、課税価格に含まれる当該音楽ビデオクリップ集に要する費用の額は、当該ライセンス料の額（当該音楽ビデオクリップの購入費又は賃借料に相当）である。
- 3．なお、当該ライセンス料は、関税定率法第4条第1項第3号の規定により輸入貨物の課税価格に含まれることとなることから、当該ライセンス料が同項第4号の規定により課税価格に含まれるか否かを検討する必要はない。

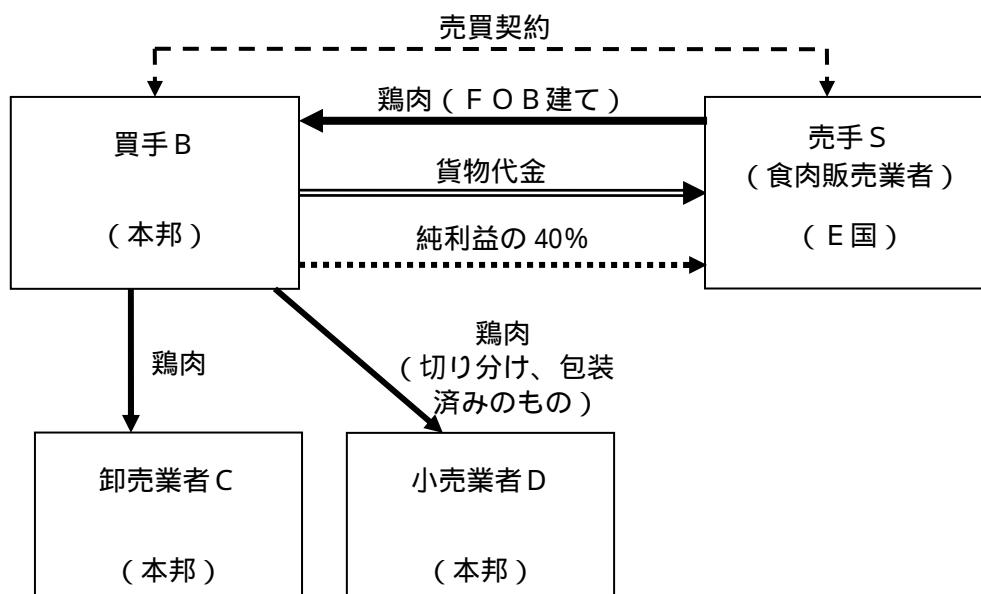
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号、同法第4条第1項第4号、関税定率法施行令第1条の5第2項、関税定率法基本通達4 - 12

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

(事例 5) 買手が売手に支払う輸入貨物 (鶏肉) の再販売収益



【事実関係】

- 1．本邦の買手 B は、特殊関係にない E 国の食肉販売業者 S (売手 S) と締結した売買契約に基づき、売手 S から鶏肉を購入 (輸入) する。当該輸入貨物の仕入書価格は 2,000,000 円 (FOB 建て) である。
- 2．買手 B は、当該売買契約に基づき、上記仕入書価格に加えて、当該輸入貨物の再販売により得られる純利益 (再販売価格から直接費 (仕入書価格及び下記 a から e の費用) を控除した額。) の 40 % を売手 S に支払うこととなっている。
- 3．買手 B は、当該輸入貨物に関し、次の費用を負担する。

a．輸出港から輸入港までの運賃及び保険料	200,000 円
b．関税	課税価格の 20 % に相当
c．輸入諸掛及び国内運賃	100,000 円
d．国内再販売経費	150,000 円
- 4．買手 B は、当該輸入貨物の一定数量を本邦の卸売業者 C に販売し、残りは、買手 B が切り分けて包装した上で、本邦の食品チェーンである小売業者 D に販売する。なお、当該切り分け、包装に要した費用、卸売業者 C、小売業者 D への再販売価格は以下のとおりである。

e．小売業者 D への販売のための切り分け及び包装に要した費用	300,000 円
f．卸売業者 C への再販売価格	2,700,000 円
g．小売業者 D への再販売価格	1,250,000 円
- 5．買手 B と売手 S との間の上記輸入取引に関し、関税定率法第 4 条第 2 項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第 4 条第 1 項により決定される。

(注1) 上記の費用の額及び価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

(注2) 上記の関税の額は、当該輸入貨物に現実適用される税率に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。

【問】

上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項によりどのように計算・決定されるか。

【答】

1. 買手Bは当該輸入貨物の再販売により得られる純利益の40%を売手Sに支払うが、当該支払は輸入貨物の再販売により得られる収益であって売手に直接帰属するものであることから、関税定率法第4条第1項第5号に該当し、当該輸入貨物の課税価格に含まれることとなる。

2. 当該輸入貨物の課税価格は次の計算式により決定されるが、計算に当たっては当該純利益の額が必要である。

$$\begin{aligned}\text{課税価格 (V)} &= \text{現実支払価格} + \text{輸入港までの運賃及び保険料 (a)} + \text{当該純利益 (P) の 40\%} \\ &= 2,000,000 + 200,000 + 0.4P \\ &= 2,200,000 + 0.4P \dots\dots (1)\end{aligned}$$

3. 他方、当該純利益(P)の額は次の計算式により決定されるが、計算に当たって必要となる当該輸入貨物に係る関税の額(b)は課税価格(V)に基づいて決定される。

$$\begin{aligned}P &= \text{国内再販売価格 (f+g)} - \text{直接費 (現実支払価格 + a + b + c + d + e)} \\ &= (2,700,000 + 1,250,000) - (2,000,000 + 200,000 + 0.2V + 100,000 \\ &\quad + 150,000 + 300,000) \\ &= 1,200,000 - 0.2V \dots\dots (2)\end{aligned}$$

4. 課税価格(V)と当該純利益(P)は相互依存関係にあり、課税価格は(1)と(2)の連立方程式により計算される。

$$\begin{aligned}& (2) \text{を} (1) \text{に代入すると、} \\ V &= 2,200,000 + 0.4(1,200,000 - 0.2V) \\ &= 2,200,000 + 480,000 - 0.08V\end{aligned}$$

すなわち、

$$\begin{aligned}1.08V &= 2,680,000 \\ V &= 2,680,000 / 1.08 = 2,481,481\end{aligned}$$

5. 上記の計算により、当該輸入貨物の課税価格は、2,481,481 円となる。

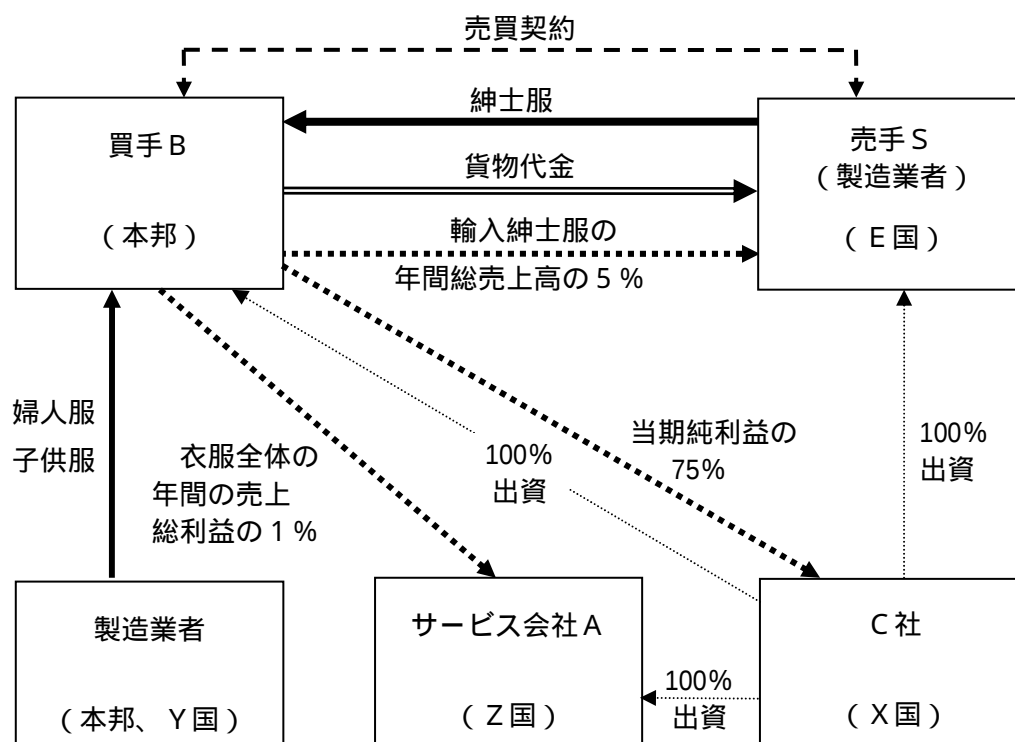
【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第5号、関税定率法基本通達4 - 14

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。

（事例 6）買手が売手等に支払う輸入貨物（紳士服）の再販売収益等



【事実関係】

- 紳士服、婦人服及び子供服を取り扱う本邦の衣類卸売業者 B（買手 B）は、X 国の C 社の子会社のひとつである。C 社は、買手 B 以外にも製造業者、卸売業者、各種サービス会社等多数の子会社を複数の国に所有しており、これらの子会社は全て C 社が定めた経営方針に従って活動を行っている。
- 買手 B は、C 社の子会社のひとつである E 国の製造業者 S（売手 S）と締結した売買契約に基づき、売手 S から紳士服を購入（輸入）している。また、買手 B は、婦人服及び子供服については特殊関係にない本邦及び Y 国の製造業者から購入している。
- 買手 B は、C 社が定めた経営方針に従って、以下の支払を行う。

毎年末、売手 S から輸入した貨物の年間総売上高の 5 % に相当する額を、輸入貨物代金とは別に売手 S に支払う。

毎年末、C 社の子会社のひとつであるサービス会社 A に対し、A 社が C 社の全ての子会社に提供する低利の貸付その他の金融サービスに係る経費の補填として、売手 S 及びその他の仕入先から購入した紳士服、婦人服及び子供服の年間の売上総利益の 1 % を支払う。

毎会計年度末に、買手 B の当期純利益の 75 % を C 社に支払う。

4. 買手Bと売手Sとの間の上記輸入取引に関し、関税定率法第4条第2項各号に掲げる事情は存在しないことから、上記輸入貨物の課税価格は関税定率法第4条第1項により決定される。(買手B及び売手Sは、いずれもC社の100%出資子会社であることから、特殊関係にあるが、当該特殊関係は買手Bと売手Sとの間の上記取引価格に影響を与えていないことが確認されている。)

【問】

上記輸入貨物の課税価格を関税定率法第4条第1項の規定により決定するにあたり、買手Bによる上記 から の支払はどのように取り扱われるか。

【答】

上記 から の支払は、それぞれ以下のように取り扱われることとなる。

買手による輸入貨物の再販売により得られる収益であって売手に直接帰属するものであることから、関税定率法第4条第1項第5号に該当し、当該輸入貨物の課税価格に含まれる。

売手と特殊関係にある第三者に支払われるものであるが、当該支払は輸入貨物には関係のない金融サービスの対価の支払であり、輸入貨物の再販売その他の処分又は使用により得られる収益ではないことから、関税定率法第4条第1項第5号に該当せず、当該輸入貨物の課税価格に含まれない。

売手の親会社に支払われるものであるが、買手から売手への配当金の移転その他の支払で輸入貨物と関係のないものに相当し、輸入貨物の再販売その他の処分又は使用により得られる収益ではないことから、関税定率法第4条第1項第5号に該当せず、当該輸入貨物の課税価格に含まれない。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第5号、関税定率法基本通達4-2(4)、同基本通達4-14

注記

本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えの内容と異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。